学校いじめ防止基本方針

大阪府立桃谷高等学校Ⅰ・Ⅱ部

平成26年1月31日施行

平成29年4月 3 日改訂

第１章　いじめ事象防止に関する本校の考え方

　１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導することが重要となる。

　　　　本校では、「生徒の自尊心を回復し社会性の向上を図る取組み及び人権教育の確立」を教育目標の一つとしており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識を持ち、互いに違いを認め合い、安全に安心して学べることができるよう、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

２　学校における生徒へのいじめ事象の定義

「いじめ事象」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

例をあげれば、具体的ないじめ事象の態様は，以下のようなものがある。

➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

➢仲間はずれ，集団による無視をされる

➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

➢金品をたかられる

➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

➢インターネットやSNSを含め、パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ事象防止のための組織

　(1) 名称

　　　「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

　　校長、教頭、首席、生徒保健部長、総括担任、養護教諭、支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、人権委員長、(ＳＣ、ＳＳＷ)、その他関係する教職員、その他必要に応じて保護者を構成員として含めることができる。

　(3) 役割

ア　学校いじめ防止基本方針に基づいた活動

イ　いじめ事象防止のための年間計画の企画と実施

ウ　いじめ事象の未然防止とそのための生徒への教育的取組み

エ　いじめ事象への対応

オ　いじめ事象防止のための校内研修

カ　年間計画進捗のチェック

キ　各取組の有効性の検証

ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

　４　年間計画

　　　　本基本方針に関連する取組みは、以下のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １年次 | ２年次以上 | 学校全体 |
| ４月５月６月7月８月９月 | 前期入学生保護者への相談窓口周知前期入学生への相談窓口周知高校生活支援カード・新入生アンケートによって把握された生徒状況の集約学校生活と人権に関するアンケート実施人権LHR体育祭不登校・全欠生徒への家庭訪問中学校・高校訪問保護者懇談週間（家庭での様子の把握）アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 | 保護者への相談窓口周知生徒への相談窓口周知人権LＨＲ体育祭不登校・全欠生徒への家庭訪問中学校・高校訪問保護者懇談週間（家庭での様子の把握）アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 | 第１回委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ更新教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）アンケート回収箱の設置第２回委員会（進捗確認）前期のいじめ状況調査教職員人権侵害防止研修新着任・新担任人権研修 |
| 10月11月12月１月２月３月 | 後期入学生保護者への相談窓口周知後期入学生への相談窓口周知高校生活支援カード・新入生アンケートによって把握された生徒状況の集約校外学習人権LHR文化祭不登校・全欠生徒への家庭訪問中学校・高校訪問保護者懇談週間（家庭での様子の把握）アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 | 保護者への相談窓口周知生徒への相談窓口周知校外学習人権ＬHR文化祭不登校・全欠生徒への家庭訪問中学校・高校訪問保護者懇談週間（家庭での様子の把握）アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 | 第3回委員会（状況報告と取組みの検証）アンケート回収箱の設置教職員人権研修第4回委員会（年間の取組みの検証） |

５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

　　　いじめ対策委員会は、各期の終わりに年２回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

　１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神に満ちた環境であることが求められる。それを基盤として、人権に関する理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

　　　いじめの未然防止に全教職員が取組む体制を以下に示す。

未然防止のための学校体制

**いじめ対策委員会**

校　長

教　頭

教　頭

関係機関

首　席

連携

ＰＴＡ

地　域

支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ

生徒保健部長

連携

養護教諭

人権委員長

担任

総括担任

　スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

指導・支援方針・役割分担

全　教　職　員

指導・支援

指導・支援

支援

周りの生徒

被害生徒

加害生徒

支援

保護者

保護者

保護者

いじめ事象の未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、授業に主体的に参加できるような学校作りを行っていくことである。

また、生徒の行動の把握、定期的なアンケート調査、生徒の出欠確認、家庭連絡などにより、未然防止の取組が効果を上げているかどうかを検証する。さらに、どのような改善を行うのか定期的に検討する。このようにＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

　２　いじめ事象の防止のための措置

　　(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、校内研修や職員会議で周知する。教職員が常に生徒情報を共有できる環境をつくり、一人の生徒に対して多くの教職員が関わる。また、相談窓口を明確化し掲示する。

　　(2) いじめ事象防止のために自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

　　(3) 指導する上で注意すべきこととしては、以下のことが考えられる。

　　　　すべての生徒が安心して学校生活が送れるよう、担任はクラスの人間関係や個人の背景を可能な限り把握するように努める。授業担当者も受講生徒の状況把握に努め、教職員間で共有する。

　　(4) 社会性や自己有用感・自己肯定感を育むために授業・学校行事等を充実させる。

　　(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ホームルーム活動等の充実を図る。

第３章　早期発見

　１　基本的な考え方

いじめの特性として、大人が気付きにくい形で行われたり、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しい状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために担任はＳＨＲや普段の生活で、教科担当者は毎回の授業において生徒と積極的にコミュニケーションをとることで情報収集する。また、その情報を教職員が積極的に共有できるよう、教職員間で話しやすい雰囲気を日頃から作っておく。

　２　いじめの早期発見のための措置

実態把握の方法として、日頃から生徒が安心して相談できる人間関係を構築し、相談しやすい雰囲気をもった学校をつくる。そのため以下のことに取り組む。

　　(1) 相談窓口を校内に掲示しておく。生徒が示す小さな変化や危険信号に気付いた際は速やかな情報共有に努める。

　　(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、懇談期間を中心に多くの保護者と対話するとともに日頃から連絡を密にしておく。必要に応じて外部機関との連携を図る。

　　(3) すべての生徒を対象に年２回のアンケートを実施する。新入生については入学時にも実施する。

第４章　いじめに対する考え方と基本的な対応について

　１　基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。「観衆」や「傍観者」である生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを生徒一人ひとりに啓発し、自覚させることが重要である。

そのような、当該事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、これらの事象を教訓とし、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、（別添）「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

　２　いじめ事象発見・通報を受けたときの対応

　　(1) いじめ事象の疑いがある場合、ささいな兆候であっても、疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめ事象と疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を制止する。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、その際いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

　　(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに人権委員長や分掌長に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

　　(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

　　(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

　　(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

　３　いじめられた生徒又はその保護者への支援

　　(1) いじめられた生徒に対しては「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝え、自尊感情を回復するよう努力をする。その上で、いじめられた生徒が落ち着いて話ができるような環境を整え、事実関係の聴取を行う。

　　(2) いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、ＳＣ、ＳＳＷ等の協力を得て対応を行う。

　　(3) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な観察を行い、必要な支援を行う。

　４　いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

　　(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からもいじめに関わったとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。その聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。また、いじめたとされる生徒のいじめられた経験（被害体験）の有無等個人的背景についても配慮して聴取を行う。

　　(2) 事実関係を聴取した後は迅速に、いじめた生徒の保護者に協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

　　(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも注意を払い、当該生徒が安心して学校生活を送れるように配慮する。

その指導にあたり、学校は、教職員が連携し、必要に応じてＳＣ、ＳＳＷ等の協力を得て、組織的に、いじめ事象の停止と、その再発を防止する措置をとる。

　５　いじめが起きた集団への働きかけ

　　(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

　　　　そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める要因となることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

　　(2)　いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓とするとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、加害生徒への対応を考える。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、ＳＣ、ＳＳＷ等とも連携する。

体育祭や文化祭・校外学習等は、生徒が人間関係の作り方・築き方を学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

　６　ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。その後、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害生徒のケア等必要な措置を講ずる。

　　(2) 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重し、削除要請等の必要な措置をとるととともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

　　(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。